

普通・災害家財・高額医療・出産貸付の概要

	普通貸付	災害家財貸付	高額医療貸付	出産貸付
借受資格	組合員資格を取得した日から		組合員(任意継続組合員を含む。)の資格を取得した日から	<p>共済組合から出産費または家族出産費の支給を受ける見込みがあり、次のいずれかに該当する組合員(任意継続組合員を含む。)</p> <p>ア. 出産予定日まで2か月以内(多胎妊娠の場合は4か月以内)の組合員または出産予定日まで2か月以内(多胎妊娠の場合は4か月以内)の被扶養者を有する組合員。</p> <p>イ. 妊娠4か月以上の組合員またはその被扶養者を有する組合員で、出産について医療機関等に一時的な支払が必要になった者。</p>
貸付事由	<p>組合員が臨時に必要とする費用。</p> <p>*生活必需品</p> <p>*車購入については組合員の通勤用車両に限る。</p>	<p>組合員が水震火災、その他非常災害及び盗難等で家財に損害を受けたことにより必要な費用。</p> <p>*車購入については組合員の通勤用車両に限る。</p>	<p>組合員(任意継続組合員を含む。)またはその被扶養者が、高額療養費の支給対象となる療養費の支払いのために必要な費用。</p> <p>*当共済組合から「限度額適用認定証」の交付を受け、窓口負担が高額療養費算定自己負担限度となる場合(現物給付)は、貸付けできません。</p>	<p>組合員(任意継続組合員を含む。)またはその被扶養者が、出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払いのために必要な費用。</p> <p>*出産に要した費用について、出産費および家族出産費の給付額を限度として、医療機関から直接共済組合に請求する制度(直接支払制度)を利用できる場合は、貸付けできません。</p>
限度額	給料月額×6月 (最高限度額：200万円)		高額療養費相当額	出産費および家族出産費相当額
貸付単位の額	<p>毎月償還の場合</p> <p>3万円を最低額とし、1万円単位</p> <p>毎月償還とボーナス償還併用の場合</p> <p>100万円を最低額とし、1万円単位</p>	3万円を最低額とし、1万円単位	千円単位	
利率	年利1.26%(変動金利)	年利0.93%(変動金利)	無利息	
償還方法・期間	<p>毎月償還の場合</p> <p>30～120月</p> <p>毎月償還とボーナス償還併用の場合</p> <p>120月</p>	<p>毎月償還のみ</p> <p>30～120月</p>	<p>高額療養費支給額から当該貸付に係る償還額を一括で控除。高額療養費の額が貸付額より少ないときは、借受人はその差額を理事長が定める日までに共済組合に償還する。</p>	<p>出産費・家族出産費支給額から当該貸付に係る償還額を一括で控除。出産費・家族出産費の額が貸付額より少ないときは、借受人はその差額を理事長が定める日までに共済組合に償還する。</p>
申込書類	<p>① 普通貸付申込書</p> <p>② 業者印または担当者の印のある見積書の写しまたは契約書の写し(災害家財貸付も同様)</p> <p>③ 運転免許証の写し(車両関係貸付時)</p> <p>④ 印鑑登録証明書</p> <p>⑤ 借用証書</p> <p>⑥ 給料月額が確認できる書類</p>	<p>① 災害家財貸付申込書</p> <p>② 市町村長、消防長、または警察署長が発行するり災証明書の写し 盗難時は盗難届の写し</p> <p>③ 見積書の写し、または契約書の写し</p> <p>④ 運転免許証の写し(車両関係貸付時)</p> <p>⑤ 印鑑登録証明書</p> <p>⑥ 借用証書</p> <p>⑦ 給料月額が確認できる書類</p>	<p>① 高額医療貸付申込書</p> <p>② 医療機関等の発行する請求書</p> <p>③ 印鑑登録証明書</p> <p>④ 借用証書(高額医療・出産貸付用)</p> <p>⑤ 給料月額が確認できる書類</p>	<p>① 出産貸付申込書</p> <p>② 母子手帳の写し</p> <p>③ 医療機関等の発行する請求書</p> <p>④ 印鑑登録証明書</p> <p>⑤ 借用証書(高額医療・出産貸付用)</p> <p>⑥ 給料月額が確認できる書類</p>
	<p><b>【申込みにおける留意事項】</b></p> <p>1.貸付申込書の申告において、他の金融機関等からの借入れがある場合は、上記の書類に加え、当該借入金の償還表の写しを添付してください。</p> <p>2.「印鑑登録証明書」は、貸付日以前3か月以内に交付された証明書を提出してください。</p> <p>3.当共済組合の貸付事業は地方公務員等共済組合法第112条に規定する福祉事業であることから、必要に応じて、その他の確認資料等の提出を求めることがあります。</p>			
締切日	借入希望月の10日(10日が休みの場合は、前業務日)		随時	
貸付月	毎月		随時	
貸付日	原則、申込月の28日送金		随時	